

第1章 はじめに

1 地域福祉と社会福祉協議会

「地域福祉」とは、地域住民、社会福祉に関する活動をする人（民生児童委員・NPO・ボランティアなど）、福祉サービス（高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など）を提供する人たちが互いに協力して、すべての人が社会の一員として安心して暮らせるように支え、あらゆる分野の活動に参加できるような地域をつくることです。地域に暮らす住民自身が、主体的に地域における福祉課題の解決をめざすことが求められます。

市町村社会福祉協議会は地域福祉を推進する民間の社会福祉法人として、生活しづらさを抱えている人が、自立した生活を送ることができるように支援する（個別支援）と同時に、地域の人がお互いに助け合ったり支え合ったりできる地域づくり（地域支援）を進めています。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、（中略）その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

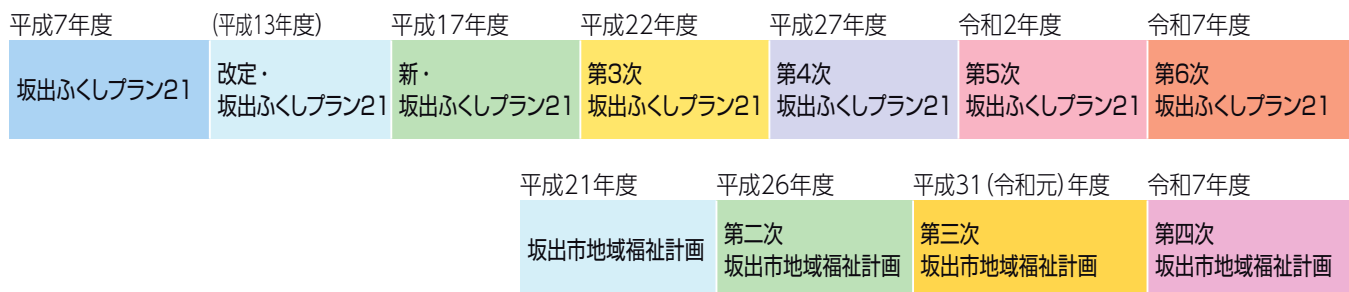
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地域福祉活動計画と地域福祉計画

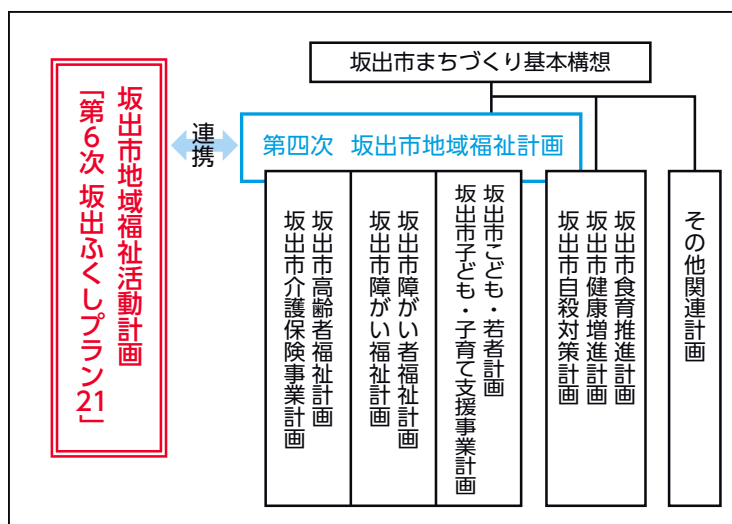
地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、「住民」「地域で社会福祉に関する活動を行う者」「社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者」が相互に協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画・行動計画であるとされています。誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるように、地域の福祉課題を住民主体で解決するための具体的な活動について定めるものです。

坂出市社会福祉協議会（以下「市社協」）では、平成7年度～16年度までの10年間の計画として地域福祉活動計画『坂出ふくしプラン21』（平成13～16年度は『改定・坂出ふくしプラン21』）を策定しました。その後『新・坂出ふくしプラン21』（平成17～21年度）、『第3次 坂出ふくしプラン21』（平成22～26年度）、『第4次 坂出ふくしプラン21』（平成27年度～令和元年度）、『第5次 坂出ふくしプラン21』（令和2年度～6年度、以下「第5次プラン」）と取り組みを進めてきました。

また、平成21年度には行政計画である『坂出市地域福祉計画』が策定されました。地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示すもので、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定める、地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担います。『第三次 坂出市地域福祉計画』が令和6年度までの6か年計画として進められました。



『第四次 坂出市地域福祉計画』が令和7年度からの6か年計画として策定されることから、地域福祉活動計画『第6次 坂出ふくしプラン21』を令和7年度から令和12年度までの6年間の計画として策定することにしました。これまで以上に両計画が相互に関連し合い、より連携を図りながら「地域共生社会」の実現に向けて“福祉のまちづくり”を推進していきます。



3 計画策定の背景と目的

□社会的な背景

急速な少子高齢化や人口減少により、高齢者のみの世帯の増加、年齢に関わらず単身世帯が増加するなど世帯構造が変化しています。また、人の価値観の多様化などもあり、地域社会や共同体の機能も変容しています。

コロナ禍により生活基盤が脆弱な世帯が顕在化し、長引く不況や雇用形態の多様化に伴う所得格差などの影響で、経済的に困窮する人への対策が急務となり、人と人とのつながりもこれまでのあり方を見つめ直す必要がありました。

頻発する自然災害により、日常生活が突然失われる危険性も高くなっており、災害時に特に配慮が必要な人への対策も求められています。

また、制度だけでは解決できない様々な「狭間」と言われる福祉課題や、「ダブルケア」「8050問題」、家庭の中で子どもが過度な家事や介護を担う「ヤングケアラー」、障がい等により就労できず困窮する世帯など、「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮」などの分野ごとの制度・サービスでは対応できない、複合的に絡み合った課題を抱える世帯も増えています。

□包括的支援体制の構築

様々な要因を背景として、既存の制度・サービスでは対応できない、支援が届かない人も増えています。そのため、世代や属性を超えて包括的な支援を提供できる体制づくりが求められています。国では、包括的支援体制の構築のため、重層的支援体制整備事業を進めています。それぞれの分野が少しずつ重なり合うことで、制度の狭間を無くし、抜けや漏れの無い支援を行うために、関係部署や関係機関等による情報共有や連携を広げることが必要となります。

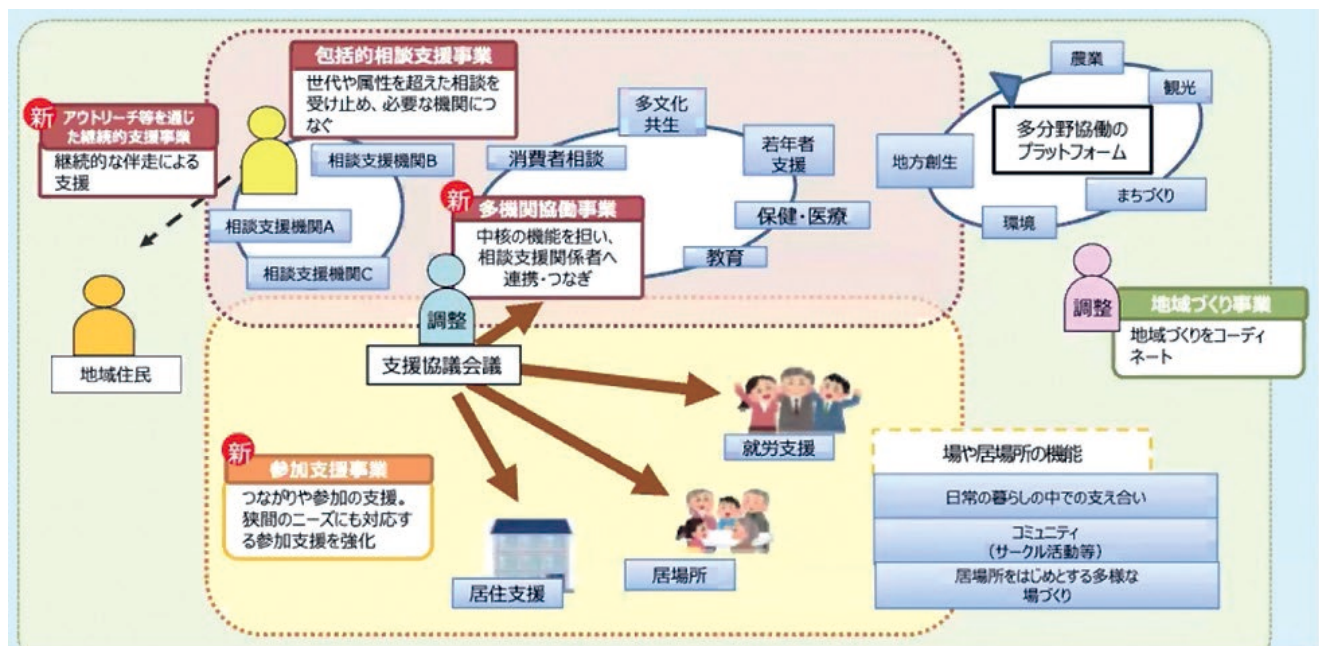
社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

また、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的な制度やサービスだけでは対応できないことも少なくありません。生活課題を抱えない、深刻化させないためには、地域で互いに助け合い、支え合うことが不可欠です。自治会、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）等の地域の団体、民生児童委員、ボランティア団体、NPO法人などが、地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。一方で企業等による社会貢献活動の取り組みが広がっていることから、福祉という分野にとらわれない多様な主体の参画による連携・協働を進めることも必要です。



包括的支援体制の構築（重層的支援体制整備事業） 出典：厚生労働省

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、“人與人”“人と資源”が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく『**地域共生社会**』の実現をめざします。

□計画策定の目的

行政や専門機関だけではなく、地域住民や福祉団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が協働して、課題が深刻化する前の周囲の関わりや、支援を必要としている人を「ともに支え合うしくみ」を創っていくことが重要となります。個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応し、地域の実情に応じた総合的な支援を展開するために、様々な主体の参画と連携を促進し、地域社会が同じ目標を持って地域づくりに取り組んでいくために『第6次 坂出ふくしプラン21』（以下「第6次プラン」）を策定しました。

4 「自助」「互助」「共助」「公助」

多くの場合、自分自身または家庭の中で様々な役割を担いながら、不便や不自由なく日常生活を送ることを望んでいると思います。このように、自分自身または家庭内で日常的な課題が解決できることを「自助」と言います。しかし、健康状態の不安や、単身世帯・核家族の増加等による家族機能の低下などで自助での解決が難しくなると、生活に不便や不自由を抱えることになります。

自助での解決ができない場合、周囲からの支援が必要となります。近隣などの地域住民や福祉団体等の地域活動など、身の回りの人からの手助けで課題解決することを「互助」と言います。日頃から周囲とのつながりを持つことで、何かあったときに頼り合い、助け合える関係づくりをしておくことが大切になります。

自助や互助で解決できない場合には、制度に基づく支援が必要となります。医療保険や介護保険、年金などのように制度化された相互扶助を「共助」と言います。被保険者同士の負担により、支援が必要な人を間接的に支える仕組みです。自助・互助・共助では対応できないことに対して、公的機関が最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のことを「公助」と言います。公による負担（税による負担）で成り立ちます。

共助・公助のように制度に基づくサービス（フォーマルサービス）は、法律などで定められたサービスを受けることはできますが、一人ひとりの状況に応じて柔軟に対応することが難しい面があります。それに対して、互助のように制度化されていないサービス（インフォーマルサービス）は、自由な発想で柔軟に対応することができます。

地域福祉の推進のためには、地域住民、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが各々の役割を果たしながら、「自助」「互助」「共助」「公助」のそれぞれの特徴を活かして連携することで、生活に不便や不自由を抱える人が必要に応じた支援を選択し、提供される体制づくりが必要です。

